

公平性・中立性の観点に立った年金税制のあり方

谷内 陽一

< 目 次 >

1. 問題提起
2. 租税体系からみた年金税制
3. わが国の年金税制の概要
4. 年金税制の課題と今後の方向性
5. 結 論

1. 問題提起

少子高齢化の進展に伴い、年金受給者および年金給付総額は年々増大している。公的年金について1995年度から2005年度までの10年間の推移をみると、受給者数は2948万人から3948万人（+1000万人）に、給付総額は31.3兆円から44.7兆円（+13兆円）に増加している¹。公的年金だけでなく私的年金（企業年金・個人年金）の受給者数および年金給付額も増加傾向にあり、マクロ経済下における公私の年金制度の存在感は急速に高まりつつある。

こうした中、少子高齢化の更なる進展に備えるという観点から、私的年金とりわけ企業年金の税制優遇を更に図るべしという意見は多い。しかし、確定拠出年金の拠出限度額引上げに代表されるような単なる税制優遇拡大は、結果的に高額所得者にしかその恩恵をもたらさない。わが国の年金税制は、公的年金、企業年金、個人年金など各種制度ごとに税制措置が複雑かつ多様に入り組んでおり、体系的に構築されたものとは言い難い。そのため、制度に加入できる者とそうでない者、勤労世代と高齢退職世代、高額所得高齢者と低所得高齢者、年金受取と一時金受取など、様々な面で公平性・中立性が損なわれており、まずはこれらの再整備が先決である。本稿では、公平・中立・簡素という租税の基本原則に立ち返り、わが国の年金税制の課題を整理するとともに、今後の方向性について論じる。

2. 租税体系からみた年金税制

（1）租税原則

「どのような税をどのような理念に基づき課すべきか」という租税の基本原則については、古来より様々な原則が提唱されてきたが²、これらを集約すると「公平」「中立」「簡素」の三点にまとめることができる。

公平の原則とは、様々な状況下にある者が各々の租税負担能力（担税力）に応じて分かち合うというものであり、所得が同等の者は等しく負担すべきという「水平的公平」と、所得の多い者はより多く負担すべきという「垂直的公平」に大きく分かれる³。中立の原則とは、経済社会の活力を促進する観点から、経済活動や資産選択になるべく歪みを与えない税制を構築すべきとするものである。簡素の原則とは、納税者たる国民にとって分かり

¹ 厚生労働省『厚生労働白書（2007年版）』資料編 pp.236-237。

² 代表的なものとしては、アダム・スミスの4原則、ワグナーの4大原則・9原則、マスグレイブの7条件などがある。

³ 近年は、水平的公平、垂直的公平性に加えて「世代間の公平」も併せて提唱されることが多い。

易い税制を構築し、もって徴税コストの軽減に資するものである。これら三つの租税原則は、一つの原則を重視すれば他の原則をある程度損なうというトレード・オフの関係に立つ場合がある。

（2）課税ベースおよび課税タイミング

租税体系を考えるに当たっては、課税ベース（課税対象）に「所得」をとるか「消費」をとるかという論点がある。前者はヘイグおよびサイモンズが提唱した「包括的所得税主義」であり、後者はカルドアによる「支出税主義」である。また年金税制においては、掛金に課税するか給付に課税するかも論点となり、それぞれ「入口課税」「出口課税」と称される。

図表1は、利回り i 、税率 t の環境下で掛金 C を拠出した際の税引後給付額を、課税ベースおよび入口・出口課税の別に示したものである。包括的所得税主義と支出税主義とを比較すると、運用収益に課税が行われぬぶん、支出税主義が有利となる。また、同一課税ベースにおいて同一回数分だけ課税が行われるのであれば、入口課税であろうと出口課税であろうと税制上の効果は全く同じであることが分かる。ただし図表1の議論は、掛金拠出時と給付時の税率が同一であることを前提としており、給付時の税率が掛金拠出時より低い場合は、入口課税よりも出口課税の方が有利となる。

図表1 課税方式とその効果

課税ベース		①税引後 掛金額	②税引後 利回り	③給付時 税率	税引後給付額 =①×(1+②)×(1-③)
包括的所得税	入口課税 【TTE】	$C(1-t)$	$i(1-t)$	0	$C(1-t)\{1+i(1-t)\}$
	出口課税 【ETT】	C	$i(1-t)$	t	$C(1-t)\{1+i(1-t)\}$
支出税	入口課税 【TEE】	$C(1-t)$	i	0	$C(1-t)(1+i)$
	出口課税 【EET】	C	i	t	$C(1-t)(1+i)$

注1) 課税ベースのTは課税 (Taxed)、Eは非課税 (tax-Exempt) を表しており、例えばTTEは「拠出時課税・運用時課税・給付時非課税」を意味する。

注2) Cは税引前掛金額、tは税率、iは運用利回り。

資料) 野口 (1989) pp. 129-131、Dilnot and Johnson (1993) p. 2を基に筆者作成。

現在のわが国の所得税制は、包括的所得税主義に基づいた総合課税を原則としているが、実際には、特定の所得について税率・税額を個別に計算する分離課税が広範囲に用いられている。また、包括的所得税主義に立つと、帰属家賃や未実現キャピタル・ゲインなども

課税ベースに含まなければならないが、これらへの課税は徴収技術的に困難であることから、わが国だけでなく諸外国でも非課税扱いとされているのが主流である。国際的にみても、現実の所得税制は、包括的所得税主義を基本としつつも、支出税主義を随所に取り入れた折衷型となっている。

年金課税については、①貯蓄（＝将来の消費）に対して中立的であり貯蓄奨励に最適である、②運用収益への発生時課税は未実現キャピタル・ゲインの取り扱いやインフレ調整など技術的な困難を伴うため、課税を給付時まで繰り延べる方が簡便である、③短期的な所得変動に左右されない生涯所得に対する平均課税が可能となり、生涯消費の平準化を促す、などの理由から、支出税主義を例外的に適用することが評価されている⁴。主要諸外国の年金税制をみても、いくつかの特例はあるものの、公的・私的年金とも、支出税主義に基づいた出口課税方式が広く採用されている⁵。

3. わが国の年金税制の概要

わが国の年金税制の取り扱いを、拠出段階・運用段階・給付段階という3つの課税局面で整理・分類すると、図表2のとおりとなる。

公的年金は、拠出時・運用時非課税、給付時課税となっており、建前としては支出税主義に基づく出口課税方式である。しかし実際には、給付面でも公的年金等控除などの優遇措置が存在するため、結果的に拠出・運用・給付の全段階にわたって非課税となるケースが多い。また、私的年金のうち厚生年金基金および国民年金基金についても、運用段階では実質非課税であることから、支出税主義に基づく出口課税方式である⁶。

確定給付企業年金および適格退職年金は、事業主拠出と加入者拠出とで取り扱いが大きく異なる。事業主拠出は、運用段階で特別法人税が課されることから、拠出時非課税、運用時・給付時課税という包括的所得税主義に基づく出口課税方式である。加入者拠出は、拠出時の非課税枠（生命保険料控除）が非常に小さいため実質的に拠出時課税であり、運用段階および給付段階では元本相当部分は非課税とされることから、支出税主義に基づく入口課税方式であると言える。個人年金保険も、加入者拠出と同様の形態であり、支出税主義に基づく入口課税方式となっている。

⁴ 支出税主義については、①高齢化社会に対応するべく資産課税全体に適用すべし〔野口（1989）p.125〕という主張がある一方、②「退職後の所得保障」という明確な目的を有している年金貯蓄にのみ例外的に導入すべし〔宮島（1986）p.283〕という主張もあり、支持者の間でも見解は異なる。

⁵ 諸外国の年金税制については、船後（1997）および厚生年金基金連合会（1999）に詳しい。

⁶ 厚生年金基金は厚生年金保険の報酬比例部分を、国民年金基金は国民年金の付加年金をそれぞれ代行していること等から、公的年金に準じた税制優遇が認められている。

図表2 わが国の年金税制の体系

	拠出時	運用時	給付時（退職・老齢給付の場合）		
			年金（分割払い）	一時金（一時払い）	
公的年金	国民年金 厚生年金保険 共済年金	<事業主拠出> 全額損金（必要経費）算入	非課税	雑所得として課税 （公的年金等控除あり）	—————
		<加入者拠出> 全額社会保険料控除			
企業年金	厚生年金基金	<事業主拠出> 全額損金（必要経費）算入	積立金のうち代行部分の 3.23倍を超える部分に対 して1.173%の特別法人 税課税（超えない場合は 非課税）	雑所得として課税 （公的年金等控除あり）	退職所得として課税
		<加入者拠出> 全額社会保険料控除			
	確定給付企業年金	<事業主拠出> 全額損金（必要経費）算入	積立金のうち加入者拠出 分を除いた部分に対して 1.173%の特別法人税課 税	加入者拠出相当分を除き 雑所得として課税 （公的年金等控除あり）	加入者拠出相当分を除き 退職所得として課税
		<加入者拠出> 生命保険料控除 （年5万円限度）			
適格退職年金	<事業主拠出> 全額損金（必要経費）算入	積立金のうち加入者拠出 分を除いた部分に対して 1.173%の特別法人税課 税（注4）	加入者拠出相当分を除き 雑所得として課税 （公的年金等控除あり）	加入者拠出相当分を除き 退職所得として課税	
	<加入者拠出> 生命保険料控除 （年5万円限度）				
確定拠出年金	企業型	<事業主拠出のみ> 全額損金（必要経費）算入 （拠出限度あり）	積立金に対して1.173% の特別法人税課税	雑所得として課税 （公的年金等控除あり）	退職所得として課税
確定拠出年金	個人型	<加入者拠出のみ> 全額小規模企業共済等掛金 控除（拠出限度あり）			
国民年金基金		<加入者拠出のみ> 全額社会保険料控除 （拠出限度あり）	非課税	雑所得として課税 （公的年金等控除あり）	遺族一時金は非課税
個人年金保険		<加入者拠出のみ> 生命保険料控除 （年5万円限度） 個人年金保険料控除 （年5万円限度）	非課税	必要経費見合い分を除き 雑所得として課税	必要経費見合い分を除き 雑所得または一時所得と して課税（注5）

注1）特別法人税は、2011年3月末まで課税凍結が延長される予定である。

注2）遺族給付は公的年金、厚生年金基金および国民年金基金で非課税扱い。他の制度は相続税課税。

注3）障害給付は全ての制度において非課税扱い。

注4）特例適格退職年金になると、代行相当部分の2.23倍を越える部分についてのみ課税対象となる。

注5）保証期間付き終身年金の保証部分の一括受取は雑所得課税、確定年金および有期年金の一括受取は一時所得課税。

資料）企業年金連合会（2006）pp.294-295を加筆修正。

4. 年金税制の課題と今後の方向性

年金税制を論じるに当たっては、公的年金・企業年金・個人年金など異なる年金制度間の課税の取り扱いを比較検証することが一般的な手法である。前述のとおり、わが国の年金税制は制度ごとに税制措置が異なっており、制度間の不均衡が度々指摘されている。

しかし、一口に年金と言っても、制度によってその法的性格はそれぞれ異なる⁷。公的年金は、賦課方式による世代間扶養を旨としており「課税とその再配分」と考えられる。ま

⁷ 以降の年金制度の法的性格に関する記述は、佐藤（1997）p.146による。

た、企業年金は給与所得が形を変えた「賃金の後払い」として⁸、個人年金は「貯蓄」の一種として位置付けられる。企業年金の加入者拠出も、賃金というよりむしろ貯蓄の一形態と捉えるのが妥当であろう。このように、法的性格や制度設計が異なる制度の間では、税制優遇の度合いも自ずと異なってきてもやむを得ない⁹。本節では、これらの法的性格・役割を踏まえつつ、年金税制に関する諸問題を、課税局面別（拠出段階・運用段階・給付段階）に区分して論じることとする。

（1）拠出段階

事業主拠出については、全額損金または必要経費に算入する取り扱いがあらゆる制度で共通している。一方、加入者拠出については、制度によって社会保険料控除、生命保険料控除、小規模企業共済等掛金控除など様々な控除が乱立している¹⁰。とりわけ小規模企業共済等掛金控除は、加入および脱退が任意である小規模企業共済制度への税制優遇としては破格であり、制度を利用できる個人事業主とその他の者との公平性を著しく損ねている。また、企業年金の加入者拠出は、原資の性質に照らせば、給与の後払いではなく貯蓄の一種であり、むしろ個人年金との整合性を考慮する必要がある。

そこで、私的年金における加入者拠出掛金については、現行の各種控除（生命保険料控除、個人年金保険料控除、小規模企業共済等掛金控除）を整理・再編した統一的な控除枠を設置することが望ましい¹¹。この控除枠では、従来の個人年金保険、国民年金基金、個人型確定拠出年金だけでなく、これまで税制優遇の対象外だった信託・損保の個人年金商品¹²などを同一の限度枠で包括することにより、年金型金融商品間の公平性・中立性を保つことができる。また企業年金の加入者拠出も包括することで¹³、企業年金を有する企業のサラリーマンと企業年金を有しない企業のサラリーマンとの公平性にも配慮することができる。限度額については、厚生年金基金における社会保険料控除の控除限度（代行部分の3.23倍）や、国民年金基金における拠出限度額（月額6万8千円）などを基準とするこ

⁸ 退職金・企業年金の性質については「功労報償説」「生活保障説」など諸説あるが、本稿では論じない。

⁹ とりわけ企業年金税制では、厚生年金基金とそれ以外の制度間の税制不均衡が度々批判されている。ポータビリティ確保の観点からは税制が均衡していることが望ましいとも言えるが、義務付けられている給付設計が異なるにも関わらず税制優遇を同一にすべきかどうかは、なお熟慮を要する。

¹⁰ こうした各種の所得控除は、その時代時代の政策や要望等により創設されてきた経緯があるものの、一旦措置として創設されると既得権益化し、改廃が一筋縄で行かなくなる硬直性を常に孕んでいる。

¹¹ 同様の見解として、植松（1997：第125回）は「年金保険料等控除」の設置を提案している。また臼杵（2002）は、カナダのRRSP（Registered Retirement Saving Plan）をモデルに、老後所得のための統一的な非課税枠設定のほか、使い残した非課税枠の繰り越し容認などを提言している。

¹² ただし、確定給付企業年金や確定拠出年金との均衡を図る観点から、現行の個人年金保険料控除の適用要件（年金受給期間10年以上など）に相当する基準を設ける必要性は考えられる。

¹³ この観点に立つと、厚生年金基金に対する加入者拠出掛金のうち、プラスアルファ給付に対応する部分を社会保険料控除の対象とすることは、すなわち過剰優遇となる [佐藤（2000）p.420]。

とが考えられる。

また、掛金拠出への税制優遇については、税率適用前の課税対象所得から控除する「所得控除」で対応するか、税率適用後の算出所得税額から控除する「税額控除」で対応するかという論点がある。所得控除は、限界税率の高い高額所得者ほど税負担軽減効果が大きくなる。そのため、私的年金優遇の観点から所得控除を単純に拡大しても、高収益企業および高額所得者を利するだけとなる¹⁴。年金制度に多額の拠出ができる者とそうでない者との公平性を確保する観点からは、所得控除より税額控除で対応する方が望ましい。

（2）運用段階

年金制度における運用収益への課税は、支出税主義の立場からは、言うまでもなく不要となる。一方、包括的所得税主義の立場では運用収益に対しても課税を行うことが原則だが、①積立段階では受給権が未確定なため各人の帰属持分の判断が困難¹⁵、②年金への参加は強制貯蓄的で本人の自由な処分が不可能、③運用益への発生時課税は技術的に困難である、などの理由から、運用時課税に消極的な見解を述べる者も少なくない¹⁶。

わが国の特別法人税は、その税率計算根拠（図表3）からも分かるとおり、給与100円に対して17円（国税12円＋住民税5円）の所得税を徴収すべきところの代替措置として年金資産に1%（地方税と合わせて1.173%）の税率を課するものである。本来は拠出時

図表3 特別法人税の税率計算根拠の推移

歴年	税率計算根拠					実際の適用税率		
	給与所得者の 所得税の 平均上積税率	個人住民税率	日歩2銭の 延滞利子税率	法人住民税と 法人税との配分		法人住民税率と 法人税率の合計		
1962年 (創設時)	15.4%	×	1.28%	×	7%	×	1/1.135 ≒ 1.2%	1.362%
1968年	(12% + 5%)	×	7%	×	1/1.147	≒ 1.0%	1.147%	
1974年	(12% + 5%)	×	7%	×	1/1.173	≒ 1.0%	1.173%	
2008年 (仮定)	(12% + 5%)	×	4.7%	×	1/1.173	≒ 0.6%	0.704%	

注) 利子税率については年7.3%（端数切捨て）が原則であるが、2000年1月1日以後の期間については、上記の年7.3%と「前年11月末日の公定歩合+4.0%」のいずれか低い方を用いる特例が認められている（租税特別措置法第94条）。なお、2008年の特例基準割合は4.7%である。

資料) 第一生命保険相互会社（1981）pp.52-54、厚生労働省企業年金研究会『第10回参考資料』p.32を基に筆者作成。

¹⁴ 米国の401k制度は、日本の確定拠出年金に比べると所得控除枠の水準が大きいものの、高額所得者優遇を防ぐ観点から差別禁止テスト等の措置が講じられている。

¹⁵ 確定拠出年金については、資産額などが個人毎に明確に区分されているため、この限りでない。

¹⁶ Carter Commission（1966）、宮島（1986）p.166、藤田（1992）p.251など。

課税に起因する税だが、その課税標準となる退職年金等積立金には、事業主拠出の元本部分のみならず、事業主拠出および加入者拠出に係る運用益部分も含まれていることから、実質的には運用益に対する課税であるとみて差し支えない。運用益課税としての特別法人税については、前述の運用収益課税に係る種々の技術的困難さに加え、年金積立金に対する集団ベースでの概算課税は個人所得税制の本来のあり方に反するなどの理由から否定的な見解が多いが¹⁷、一部には、繰り延べ利益への課税手段として高く評価し、他の年金制度および金融商品への適用拡大を提唱する向きもある¹⁸。

特別法人税の適用に当たっては、本来は税率の機動的な見直しが必要であるが、税率は1974年を最後に見直しが一切行われておらず、これは立法上の不作為と言わざるを得ない。なお、税率の算定根拠となる延滞利子税率は2000年以降「公定歩合+4.0%」の特例が認められており、直近の水準（2007年11月末時点で0.75%）で再計算すると税率は約0.7%となる。特別法人税は、企業年金の育成の観点から全廃すべきという声もあるが、仮に引き続き維持するのであれば、直近の金利情勢を反映した税率に洗い替えるべきである。

また、税制優遇により終身給付を普及させるという観点からは、かつての特例適格退職年金と同様のスキームを確定給付企業年金や確定拠出年金にも適用し、終身給付など一定の要件を満たす制度を「特例DB」「特例DC」として認定し、厚生年金基金に準じた特別法人税の非課税措置を講ずることも検討に値する。

（3）給付段階

年金税制では、包括的所得税主義であろうと支出税主義であろうと、入口の掛金拠出が非課税であれば、出口である給付への課税には強い必然性が生じる。また、わが国では少子高齢化の進展および景気の低迷等により、給与総額が伸び悩む一方、年金給付費は右肩上がりで増加している（図表4）。これは、個人所得課税における課税ベースの縮小・侵食が進行していることを意味し、税負担の歪みを生じさせる大きな要因となっている。

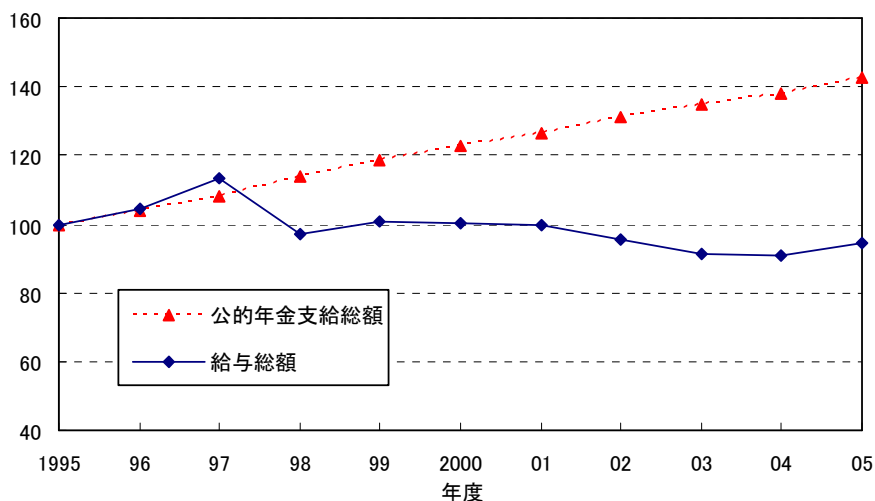
ところがわが国では、公的年金等控除や退職所得控除などの種々の優遇措置により、給付時も実質的に非課税扱いとしている。これは、高齢者を経済力の多寡に関わらず一律に優遇していることを意味するが、この措置の恩恵を最も享受するのは、高額所得者層に該当する高齢者である。現行の所得税制は、経済的に恵まれた高齢者にまで所得再配分を行

¹⁷ 野口（1989）p.141、大田（1990）p.275、藤田（1992）p.257、三重大学年金・金融研究グループ（2007）など。

¹⁸ 植松（1996：第105回）、中里（1996）pp.108-109、吉牟田（1995）p.21など。

うことにより、現役世代に重い負担を強いているのみならず、高齢者間の垂直的公平性を損ねている。世代間の公平性のもとより、世代内の公平性の改善が求められる。

図表4 給与総額および公的年金給付総額の推移



注) 1995年度を100として指数化している。

資料) 国税庁『国税庁統計年報書』、厚生労働省『厚生労働白書』

①年金所得と給与所得

年金所得は、現在は雑所得として課税されているが、かつては給与所得として給与・賞与等と同列に扱われており、給与所得控除の適用を受けていた。1973年のいわゆる「5万円年金」の実施に伴い、公的年金にのみ年60万円（5万円×12月）の高齢者年金特別控除が適用された¹⁹。88年の税制改正において、年金収入は「給与等のように勤務関係を前提としたものではなく、給与所得控除を適用することは不合理」との観点から、公的年金等の所得区分が給与所得から雑所得に変更され、併せて、従前の給与所得控除および高齢者年金特別控除に代えて「公的年金等控除」が新設された。公的年金等控除は、公的年金だけでなく厚生年金基金、適格退職年金、中小企業退職金共済、果ては税制非適格の自社年金制度など企業年金全般にも幅広く適用され、公的年金と企業年金の給付時課税の取り扱いはこの時にほぼ統一された。

公的年金等控除については、かつては給与所得控除に比べて高い水準であったことが指摘されてきたが、2005年の税制改正により公的年金等控除の引下げが実施され、現在では、年収300万円以上の者については、公的年金等控除と給与所得控除の格差はほぼ解消されている。しかし、「年金収入のみの者」と「給与所得のみの者」との公平性は改善されたも

¹⁹ その後1975年には、年金の平均水準をカバーするという趣旨で年額78万円に引上げられた。

の、「働きながら年金を受給する者」については、公的年金等控除と給与所得控除の両方を享受できるという不合理は未だ残っている。年金収入と給与所得の如何に関わらず、総合所得の多寡で判断すべきである。これにより、年金受給者と現役勤労者との課税上の公平性が確保されるだけでなく、高齢者の就労にとっても中立的な税制となる。

②年金受給と一時金受給

わが国の企業年金は、その大半が退職一時金制度からの移行により設立されたことから、年金受給に代えて一時金での受給が認められているのが一般的である²⁰。適格退職年金では、給付総額の約80%が一時金での給付である。厚生年金基金も、加算部分の2分の1以上は終身給付とすることが義務付けられているものの、それでも新規裁定者の40~50%が加算部分を一時金で受給している。こうした実態から、企業年金制度は、実質的に退職一時金原資の社外積立制度として機能していることがうかがえる。

退職者の多くが一時金受給を選ぶ理由の一つとして、退職一時金への課税が年金に比べて寛大であることがしばしば指摘されている²¹。図表5では、退職所得控除と公的年金等控除の非課税額を比較するため、退職所得控除額を年金現価率で除して年金換算し、当該年金年額に対応した公的年金等控除額を算出してから再び一時金換算するという試算を行った。退職所得控除額（図表5の①）と公的年金等控除額（図表5の⑤および⑥）を比較すると、勤続年数が長くなるほど退職所得控除が有利となっている。現行の退職所得税制は年金受給を不当に冷遇しており、一時金と年金の選択に対して中立的とは言えない。さらに、一時金受給と年金受給を併用することにより双方の控除を同時に享受できるほか、退職所得は分離課税であるため、退職時に他にどのような多額の収入があろうとも、それらとは独立して算定される。これらの仕組みが高額所得者ほど有利に働くことは言うまでもない。年金と給与との中立性については前述したが、年金と一時金についても、受取形態の如何を問わず、総合所得の多寡で判断する仕組みが望ましい。

5. 結 論

現行の所得税制は、給与・年金・退職金を全くの別物として扱っており、三者を比較・調整するという視点に欠けている²²。少子高齢化社会の到来により、「雇用者＝給与所得

²⁰ 2003年の『就労条件総合調査』（厚生労働省）では、適格退職年金の98.2%、厚生年金基金の82.9%が一時金選択を認めている。

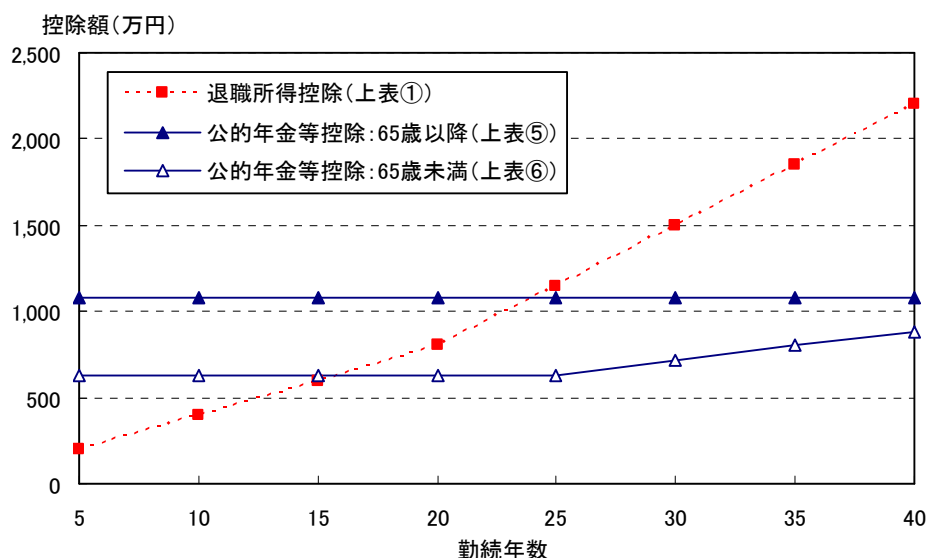
²¹ 宮島（1991）pp.29-31、藤田（1992）pp.258-263など。

²² 例えば、1988年の税制改正で公的年金等控除が新設されたにも関わらず、翌89年には退職所得控除が更に引上げられた。しかもこの引上げは、同年の消費税導入法案と絡んだ国会修正で実施されたものであり〔宮島（1991）p.30〕、年金および給与との整合性といった視点・意図は皆無である。

図表5 退職所得控除と公的年金等控除の控除額水準の比較

(単位：万円)

勤続年数	5年	10年	15年	20年	25年	30年	35年	40年
① 退職所得控除額	200	400	600	800	1,150	1,500	1,850	2,200
② ①を原資とした年金年額(=①÷年金換算率)	22	45	67	89	128	167	206	245
③ ②に対する公的年金等控除額(65歳以降)	120	120	120	120	120	120	120	120
④ ②に対する公的年金等控除額(65歳未満)	70	70	70	70	70	79	89	99
⑤ ③の一時金換算額(=③×年金換算率)	1,077	1,077	1,077	1,077	1,077	1,077	1,077	1,077
⑥ ④の一時金換算額(=④×年金換算率)	628	628	628	628	628	711	799	886



注1) 控除額のみを単純比較したものである。なお退職所得は、退職所得控除後の金額の2分の1しか課税対象とならないため、非課税効果は上記よりも更に大きくなる点に留意する必要がある。

注2) 年金換算率は、わが国の企業年金制度における最も一般的な予定利率および支給期間を勘案して、年率2.5%の期始払10年確定年金現価率(約8.9709)を用いた。

注3) 全額一時金受給または全額年金受給の場合のみを想定している。なお、一時金と年金を併用受給すると、非課税効果は一般的に大きくなる傾向にある。

資料) 所得税法第30条および第35条を基に筆者推計。

者」「退職高齢者＝年金生活者」という単純な図式はもはや崩れつつあり、一人の納税者が給与と年金を同時に受け取るなど、複数の収入手段を持つことが常態化している。退職金を全廃してその原資を給与として支給する企業の出現や、退職所得控除を利用した租税回避手段の出現を鑑みると、給与・年金・退職金の三者間での課税の中立性を確保する必要がある。収入形態を問わず総合課税を徹底し課税ベースを拡大すれば、特定の所得階層にのみ高税率を課す旧来型の再分配強化策に拠らずとも、担税力のある高額所得者から年齢を問わず応分の負担を適切に求めることができる。租税の公平性・中立性が損なわれたまま年金優遇税制を推し進めたところで、真に税の支援を必要とする低・中所得者層への波及効果は期待できない。税制本来の役割を踏まえた年金税制の再構築が先決である。

以上

＜参考文献＞

- 石弘光「課税の公平と課税ベースの選択——所得課税か支出課税か」『季刊現代経済』第59号、現代経済研究会、1984年8月。
- 植松守雄「講座 所得税法の諸問題（第93～125回）」『税経通信』第49巻第8号～第52巻第2号、税務経理協会、1994年6月～1997年2月。
- 臼杵政治「老後準備に統一的な税制を——カナダ RRSP のケースを参考に」『ニッセイ基礎研 REPORT』第62号、ニッセイ基礎研究所、2002年5月。
- 大田弘子「年金税制改革の方向」貝塚啓明ほか編『税制改革の潮流』第9章、有斐閣、1990年10月。
- 大野吉輝「年金税制をめぐる諸問題」『年金と経済』第21巻第5号、年金総合研究センター、2003年2月。
- 柏木恵「退職金（退職一時金・企業年金）に関する税の見直し——公的年金の財源として」『研究レポート』第157号、富士通総研経済研究所、2003年3月。
- 加藤寛監修、税制調査会編『わが国税制の現状と課題』大蔵財務協会、2000年9月。
- 金子宏『租税法（第12版）』法律学講座双書、弘文堂、2007年4月。
- 企業年金連合会『企業年金に関する基礎資料』2006年10月。
- 厚生年金基金連合会『海外の年金制度』東洋経済新報社、1999年9月。
- 財務省主税局『図説日本の税制』平成19年版、財経詳報社、2007年8月。
- 佐藤英明「私的年金の課税」『日税研論集』第37巻、日本税務研究センター、1997年5月。
- 「退職所得課税と企業年金課税についての覚書——「給与」をめぐる税制論序説」碓井光明ほか編『公法学の法と政策（上巻）』有斐閣、2000年9月。
- 「『給与』をめぐる課税問題——諸問題の概観」『総合税制研究』第12巻、納税協会連合会、2004年3月。
- 渋谷雅弘「公的年金の課税」『日税研論集』第37巻、日本税務研究センター、1997年5月。
- 税制調査会『少子・高齢社会における税制のあり方』2003年6月。
- 『抜本的な税制改革に向けた基本的考え方』2007年11月。
- 第一生命保険相互会社編『企業年金の税務』社会保険広報社、1981年1月。
- 坪野剛司編『総解説 新企業年金（第2版）』日本経済新聞社、2005年4月。
- 中里実「金融取引に関わる国際課税上の諸問題」『第48回研究大会記録』日本租税研究協会、1997年2月。

- 野口悠紀雄『現代日本の税制』有斐閣、1989年5月。
- 藤田晴『所得税の基礎理論』中央経済社、1992年11月。
- 「老後生活保障と所得税制」『商経学叢』第42巻第2・3号、近畿大学商経学会、1995年11月。
- 「所得課税のあり方——控除制度を中心として」『税経通信』第58巻第11号、税務経理協会、2003年9月。
- 船後正道監修、OECD 編『企業年金改革——公私の役割分担をめぐって』東洋経済新報社、1997年5月。
- 増井良啓「退職年金等積立金の課税」『日税研論集』第37巻、日本税務研究センター、1997年5月。
- 三重大学年金・金融研究グループ「政策提言 企業年金の特別法人税問題を考える」『週刊社会保障』第61巻第2448号、法研、2007年9月。
- 水野忠恒『租税法（第3版）』法律学大系、有斐閣、2007年4月。
- 宮島洋『租税論の展開と日本の税制』日本評論社、1986年9月。
- 『企業福祉と税制』日本税務研究センター、1991年8月。
- 『高齢化時代の社会経済学——家族・企業・政府』岩波書店、1992年1月。
- 森信茂樹「格差問題と税制——給付つき税額控除の検討を」『租税研究』第685号、日本租税研究協会、2006年11月。
- 吉牟田勲「社会保障と税制の過去・現在・未来——年金税制を中心に（上・中・下）」『共済新報』第32巻第1～3号、共済組合連盟、1991年1～3月。
- 「年金税制改革の視点」『税経通信』第50巻第4号、税務経理協会、1995年3月。
- Carter Commission, *Report of the Royal Commission on Taxation*, Queen's Printer, 1966.
- Dilnot, Andrew. "Taxation and Private Pensions: Cost and Consequences.", in OECD, *Private Pensions and Public Policy*, OECD Social Policy Studies No.9, 1992.
- Dilnot, Andrew. and Johnson, Paul., *The Taxation of Private Pensions*, The Institute of Fiscal Studies, 1993.
- Gollier, Jean-Jacques., "Private Pension Systems", in OECD, *Private Pension Systems and Policy Issues*, Private Pension Series No.1, 2000.
- OECD, *Private Pensions: OECD Classification and Glossary*, 2005.